

船舶インシデント調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年7月4日 05時00分ごろ
発生場所	京都府伊根町甲埼東南東方沖 本庄港北防波堤灯台から真方位090° 1,200m付近 （概位 北緯35° 45.3′ 東経135° 16.1′）
インシデントの概要	漁船なだ丸は、漂泊中、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年8月23日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 なだ丸、0.4トン KT3-11003（漁船登録番号）、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力7.3kW、回転数毎分 5,200、2気筒、ボア60.4mm、使用燃料ガソリン、機関製造 年月日不詳、平成16年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m 日出時刻：04時48分ごろ
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、船外機を中立にして漂泊し、揚網機を使って刺し網を揚げ始めた。</p> <p>船長は、揚網作業を終えた際、船外機が停まっていることに気づき、船外機を始動しようとしたがセルモータの回る音が弱く始動しなかった。</p> <p>船長は、船外機のリコイルスタータのロープを引いて始動を試みた が、船体が波で揺れていて、体勢を崩すと落水する恐れを感じたので 力を入れて引くことができず、航行不能と判断して投錨後、118番 通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により伊根町蒲入漁港にえい航された。</p> <p>整備業者は、本インシデント後に本船を点検した際、バッテリーの電 圧が低下していて、船外機が始動しなくなっていたことを認めた。</p> <p>船長は、本インシデントの約3年前にバッテリーを購入し、揚網機の 電源としても使用していたが、これまで異常がなかったため、バッテ リを点検したことがなかった。</p>
分析	本船は、約3年間バッテリーの点検が実施されていない中、船外機を

	<p>中立にして漂泊して揚網中、バッテリーの電圧が低下したことから、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船のバッテリーは、揚網機の電源としても使用されていたことから、約3年間の使用により電圧が低下していたものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、約3年間バッテリーの点検が実施されていない中、船外機を中立にして漂泊して揚網中、バッテリーの電圧が低下したため、船外機が停止して始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者は、日頃からバッテリーの電圧を点検し、電圧の低下が認められる場合は、補充電を行うか、早めに交換すること。 ・ 船舶所有者は、船外機のバッテリーから他の機器の電源をとる場合、使用電力量に余裕を持たせること。